

家電品の補修用性能部品の保有期間

—通達による債務関係への影響—

蓮 田 哲 也

1 はじめに

1 債務関係の形成と消滅

契約当事者は、両当事者が目的とする利益および結果（以下では、「給付利益・給付結果」と称する。）を実現させることを目的に契約を締結する。この契約を締結した目的を実現するために、契約当事者間には特別な結合関係としての債権債務関係(以下では、「債務関係」と称する)が形成され、これを存立基盤として給付利益・給付結果を実現させるに資する各種の債務が発生すると考えられる⁽¹⁾。

契約当事者間に認められる債務関係については種々の見解が存在し、その多くは、債務の性質に着目してその存立基盤としての債務関係をどのように理解すべきであるかを論じている。特に、給付利益・給付結果の獲得に資する債務と、いわゆる完全性利益の保護に資する債務とで存立基盤としての債務関係を異にするのかについて見解の対立があるといえる。完全性利益を契約当事者間の合意によって定められる給付利益・給付結果を超えた利益であると理解する立場は、給付利益・給付結果の獲得に資する債務と完全性利益の保護に資する債務とでは存立基盤としての債務関係は異なると捉えている。これに対し、完全性利益は給付利益・給付結果と峻

(1) この債務に対応する債権は、請求力・給付保持力・訴求力・損取力といった効力が認められる給付請求権を中心とした権利であるとされる。しかし、場合によっては、「自然債務」や「責任なき債務」といった債務に対応する債権には、債権の効力の一部が認められないものも存在している。本稿では、そのような特殊な債権債務は扱わないこととする。

別することが困難であることを意識する立場は、両債務の存立基盤としての債務関係を別段異にする必要はないと捉えているといえる。いずれの見解に立脚したとしても、契約成立の要素である合意は、信義則などを介して、目指された給付利益・給付結果の実現に向けられた債務関係を契約当事者間に創造し、これをもって各種の債務が発生するといえる。

また、特に売買契約に代表されるような1回の給付を主な内容とする「一時的契約」においては、契約の性質を決定づける主要な債務(以下では、「主たる給付義務」と称する。)が履行されると、契約によって当事者間に認められていた債務関係はその目的を達成し消滅するために契約が終了すると考えられている⁽²⁾。主たる給付義務の履行によって給付利益・給付結果が実現されたことで、契約当事者間の債務関係はその存在意義を喪失したと考えられるためである。

しかし、近時では、主たる給付義務が履行されたとしても直ちに債務関係が消滅するとは限らないことが意識されている。換言すれば、主たる給付義務の履行後であっても、契約当事者間の債務関係はその存在意義を喪失せず、契約当事者間には契約に基づく一定の拘束力が認められると考えられており、いわゆる「契約余後効論」として論じられている⁽³⁾。このように契約当事者間の債務関係が消滅する時点が不明確となっているが、この点については、「契約に関連する義務がすべて消滅したとき」に契約当事者は完全に契約の拘束力から解放されたと評価できることから、その段階に至って債務関係は消滅したと評価することができる⁽⁴⁾。

(2) 渡辺達徳・野澤正充『債権総論(弘文堂NOMIKA)』(弘文堂、2007) 58, 59頁(渡辺達徳)、潮見佳男『新債権総論I』(信山社、2017) 182頁。

(3) 契約余後効論について、詳しくは拙稿『契約責任の時間的延長—契約余後効論を中心として』(日本評論社、2020)を参照されたい。

(4) 中田裕康『契約法』(有斐閣、2017) 181, 182頁では、契約の終了場面として多様な考えがあることを示しているが、債務関係の消滅に着目した場合、最も厳格な立場に立脚することが適当であると考えられる。また、債務関係の消滅においては、契約に関連するあらゆる義務の消滅時点が一つの指標となるが、いつあらゆる義務が消滅したと評価できるかについて多様性が認められる。例えば、契約に関連する義

2 強行規定による債務関係への影響

契約自由の原則に基づき、契約当事者間に認められる債務関係は契約の締結によって形成される。この債務関係を存立基盤として契約当事者間に各種の債務が生じることから、契約当事者は契約当事者間の合意（意思）に拘束されているといえることができる。当然、債務関係の形成から消滅にかけて当事者の合意（意思）が最も重要な意味を有することは疑いようがない。しかし、強行規定違反があった場合には、債務関係に多大な影響が及ぼされうる。契約当事者間で合意した契約内容が強行規定に反している場合、その限りで契約内容さらには債務関係が修正され、契約当事者を拘束することとなる⁽⁵⁾。

私法領域において定められている強行規定に違反する場合に、契約当事者間の合意の修正が行われることは言うに及ばないが、公法領域の規定に

務について消滅時効といった一般的消滅原因が生じた場合や解除及びこれに伴う精算が完全になされた場合、さらには合意や取引慣習などによって消滅時点が明確になっている場合などが考えられる。契約に関連する義務の分析を通じ、個別具体的に検討することが必要となるが、対象となる義務が特定できたときには、その消滅時点を突き止めることはそれほど難しいことではない。これらに対し、義務自体の存在について明確な合意などがあるのではなく、信義則を介した契約解釈によって導かれる義務の場合には、その消滅については規準が曖昧である。

- (5) 強行規定の効果について、契約内容さらには債務関係が修正されることを挙げたが、どのように修正されるのかについては考察する必要があるとされる。芦野教授（芦野訓和「判例・学説における契約法の規定と強行法規性」法時84巻6号98頁）によれば、強行規定と契約の特約とが異なる場合について、強行規定と異なる特約部分の効力が否定される場合と特約を含む全体としての契約が否定される場合に分けられ、特に後者について、契約の一部だけ否定される場合（契約の一部無効）と契約そのものが否定される場合（契約の全部無効）とに分けて検討する必要があるとされる。さらに、損害賠償の問題として処理される場合もあるといったように、多様性が認められるのではないかと言及されている。また、純粋な強行規定とも純粋な任意規定ともいうことのできないもの（いわゆる「半強行規定」）があることが指摘されており、これをどのように取り扱うのかも問題となる（大村敦志「取引と公序」ジュリ1023号70頁、椿寿夫「民法規定と異なる合意・特約の問題性および論点」法時84巻5号158, 159頁）。強行規定は公の秩序を維持するという目的は共通するが、当事者の意思を排斥することにつながるため個別具体的に規定の趣旨を考察することが必要であるとされる（我妻榮『新訂 民法総則（民法講義Ⅰ）』（岩波書店、1965）255頁）。

よって契約当事者間の合意が修正される場合があることも認識されている⁽⁶⁾。この点については、主に一定の行為を行政上取り締まることを目的として、当該行為を禁止ないし制限する規定、いわゆる取締規定が問題となるとして論じられている⁽⁷⁾。この取締規定に違反する行為に対しては行政処分や刑罰の対象となるが、さらに契約内容が無効となることがあるとして、取締規定の強行規定性が問題となる。判例では、取締規定に違反した契約の効力について、無効とするものと有効とするものがあり⁽⁸⁾、今日においては取締規定に違反する行為は、必ずしも私法上の効力を無効とするものではないとされている⁽⁹⁾。

(6) 私法と公法との関係をどのように理解すべきかについては多くの議論がある。古くは私法と公法とを峻別すべきであるという二元論が認められていたといえる(富井政章『法学綱論』(時習社、1887)52-57頁、穂積八東「公法の特質」上杉慎吉編『穂積八東博士論文集』(初出 法協21巻1号)(上杉慎吉、1913)656-660頁)。しかし、美濃部達吉博士による私法と公法に共通点があるという指摘を通じて(美濃部達吉『公法と私法』(日本評論社、1935)179頁以下)、今日では私法と公法とは厳格に区別する必要はないという峻別不要説が広く受け入れられているといえる(塩野宏『行政法Ⅰ [第六版] 行政法総論』(有斐閣、2015)28-43, 50-54頁、原田尚彦『行政法要論 全訂第七版 [補訂版]』(学陽書房、2011)24-27頁)。今日では公法と私法との境界が曖昧になっていることは間違いない。しかし、この区別は完全に放棄されたのではなく、なお、公法と私法の区別は独自の法概念があることが否定されるのではないとして、今日においても広く使われている(平野裕之『民法総則』(日本評論社、2017)2頁、近江幸治『民法講義Ⅰ 民法総則 [第七版]』(成文堂、2018)1頁、中舎寛樹『民法総則 [第二版]』(日本評論社、2018)6, 7頁、佐久間毅『民法の基礎Ⅰ 総則 [第五版]』(有斐閣、2020)3, 4頁)。そこで本稿では、私人間の法律関係を規律する法を私法と呼び、公権力の担い手が一定の政策目的等を実現するために用いられる法を公法と呼ぶこととする。しかし、いずれか一方に区別することが困難であることもあるため、画一的に区別することはできない曖昧な区別方法となっているといわざるを得ない点に注意されたい。

(7) 佐久間・前掲注(6)183-189頁。

(8) 契約を無効とした判例として、最判昭和38・6・13(民集17巻5号744頁)、最判昭和39・1・23(民集18巻1号37頁)等が挙げられる。また、取締規定に違反する契約は有効であるとした判例として、大判大正8・9・25(民録25輯1715頁)、最判昭和35・3・18(民集14巻4号483頁)等が挙げられる。

(9) 取締規定によってなぜ契約が無効となるのかについては種々の分析が行われているが紙幅の都合で本稿では取り上げることができない。詳しくは、川地宏行「公法上の取締規定の強行法性」椿寿夫編『民法における強行法・任意法』(日本評論社、2015)309頁を参照されたい。

このように、契約内容が私法領域のみならず公法領域の強行規定に違反する場合、その限りにおいて無効となり、契約当事者間に認められる債務関係の存在に多大な影響を及ぼしているといえる。

3 問題の所在 —強行規定以外の影響の可能性—

私法領域のみならず、公法領域の強行規定といえる規定によって契約内容が修正されるという視点の重要性は盛んに議論されてきた。この視点は、問題となる行為（契約）に着目し、当該行為（契約）が強行規定に反するか否かに応じて行為（契約）内容、更には債務関係を修正するというものである。

しかし、このような強行規定による契約内容の修正という視点では十分に説明することのできない法現象が存在する。すなわち、公法領域の規定などは専ら特定の私人に対する規制に過ぎず、私人間に存在する債務関係に何ら影響を及ぼすという意味での強行規定ではないが、当該規定などによる規制を受けた結果、これに基づいた行為（契約）が半ば強制される形で私的な債務関係に多大な影響を及ぼしていると解される場合の存在である。これは、公法領域の規定などによって直接的に私法領域に影響を及ぼすものではないが、間接的には多大な影響を及ぼしているといえる。

具体例として、医師法24条2項、歯科医師法23条2項に定められた診療録の保管期間に関する規制が挙げられる。この法律上の規制によって病院などは診療録を5年間保存しなければならないこととなっている。病院などが保存する診療録に関連して、診療契約に基づいて適切な診療行為が行われた後であっても、必要に応じて患者の求めに応じて診療録の閲覧請求に応じる義務があることが裁判例で問題となっている⁽¹⁰⁾。この義務は診療契約上の債務関係が存続しているために問題となりうるが、適切な診療

(10) 東京地判平成23・1・27（判タ1367号212頁）、福岡地判平成23・12・20（D1-Law.com判例体系 [判例ID：28182088]）などがある。

行為の後どの程度の期間認められる義務なのかは不明確となっている。しかし、医師法などによって5年間は診療録を保存する義務があるならば、当該期間は診療録閲覧請求に応じる義務の存立基盤としての債務関係が存続していると考えられる余地があるといえよう。

また、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律14条の4に基づいて、医薬品につき厚生労働大臣の承認を受けた当該医薬品の製造販売業者は、一定期間内に厚生労働大臣の再審査を受けなければならないが、この再審査にかかる記録については、再審査が終了した日から5年間保存しなければならない規制が挙げられる(医薬品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令171号)3条、11条)。この法令上の規制によって、医薬品の製造販売業者は医薬品に関する多大なデータを集積することとなる。再審査にかかる記録の保存に関連して、医薬品の製造販売業者は当該医薬品の買主である病院などに対し適切な情報提供を行えるような体制を整えなければならない義務があるのではないかと言及されている⁽¹¹⁾。この義務は医薬品の売買契約上の債務関係が存続しているために問題となりうるが、医薬品を販売した後どの程度の期間認められる義務なのかは不明確となっている。しかし、関係法令などによって5年間は記録を保存する義務があるならば、当該期間は情報提供体制を整えておく義務の存立基盤としての債務関係が存続していると考えられる余地があるといえよう。

これらに対して、法律ではなく、通達によって私人間の債務関係に影響を及ぼしていると考えられる場合がある。それは家電品の補修用性能部品の保有期間である⁽¹²⁾。

今日の我々の生活に欠かすことのできない家電品は多種多様なものが

(11) 野村香織他『医薬品における製造販売後安全管理対応～ファーマコビジランス、RMP、医療情報データベース活用～』(情報機構、2018)26頁(宮崎真)。

(12) 家電品の製造販売業者によって補修用性能部品の定義は多少の違いが認められるが、概ね「製品の機能を維持するために必要な修理用部品」であるということと一致している。

あり、想定されている使用期間はそれぞれ異なるといえる。特に、使用期間が比較的長いことが想定されている家電品については、相当期間安全かつ有効に使用するため消費者が購入後であっても調整を含む広い意味での修理を必要としているといわれる⁽¹³⁾。そのため、家電品の製造販売業者は、家電品を販売した後であっても消費者による修理の要請に対応するために、アフターサービスとして補修用性能部品を保有する必要がある。このように、家電品の製造販売業者は消費者に対するアフターサービスとして、補修用性能部品を保有する必要があることは明らかであり、家電品の製造販売業者は補修用性能部品を一定期間保有することを明示している⁽¹⁴⁾。家電品の製造販売業者が補修用性能部品を保持することは買主である消費者に対して示された一種の債務として位置付けることができ、その限りで当該期間は補修用性能部品の保持義務の存立基盤としての債務関係が製造販売業者と買主である消費者間に存続していると考える余地があるといえよう。

なお、この補修用性能部品の保持期間について単純に製造販売業者によって設けられたということができない。確かに、補修用性能部品の保持期間については家電品の製造販売業者によって設けられていることは間違いないが、補修用性能部品の保持期間に関する通達が存在し、両者の期間は一致している。このような状況から、家電品の製造販売業者によって示されている補修用性能部品の保持期間については、通達によって基礎づけ

(13) 「9年ぶりに保有期間を改正 一家電製品の補修用最低保有期間」通産省公報（昭和49年5月22日）6頁。

(14) 今回調査の対象とした製造販売業者は、いわゆる大手総合電機メーカーといわれる、株式会社日立製作所、ソニー株式会社、パナソニック株式会社、株式会社東芝、富士通株式会社、三菱電機株式会社、日本電気株式会社、シャープ株式会社の8社である。他にも特定の製品に注力する製造販売業者もあるが、上記8社は家電品の製造販売業者としての歴史があり、日本における家電品の補修用性能部品をテーマとしたとき適当であると考えられたためである。家電品の補修用性能部品の保有期間については、各製造販売業者が独自に対象となる家電品及び補修用性能部品の保有期間を定めている。この定めは対象となる家電品のカタログに明記されており、更に各製造販売業者のホームページを通じて公開されていることが多い。

られていると考えられる。そうであるならば、家電品の製造販売業者と買主である消費者間の債務関係は通達によって影響を及ぼされていると考えられよう。

このように、公法領域における規制によって特定の私人間の債務関係に対して影響が及ぼされていると考えられるが、さらに通達によっても同様の影響が及ぼされていると考えられる。そこで、本稿では通達を与える私人間の債務関係への影響について検討するために、通達によって私人間の債務関係に影響を及ぼしていると考えられる家電品の補修用性能部品の保有期間を具体的検討対象とする。なお、家電品の補修用性能部品の保有期間につき影響を受けるのは、家電品製造販売業者と消費者であるところ、両者の間には小売店などを挟むことが多く、直接の契約関係にないことも当然に想定される。このように直接に契約関係にない者の間の法律関係について論じる場合、両者がどのような法的関係にあるかを明らかにしなければ論じられないところ、この点について紙幅の関係上論じることができない。そのため、インターネットなどを通じて製造販売業者と消費者とが直接売買契約を締結することがあることに着目し、両者が直接の契約関係にあることを前提に検討していくこととする。

以下では、家電品の補修用性能部品の保有期間に関する法的関係を分析し、通達が家電品の補修用性能部品の保有期間を通じて製造販売業者と買主である消費者間の債務関係に及ぼす影響について検討することとする。

II 家電品の補修用性能部品の保有期間に関する法的関係

家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持期間について、製造販売業者によって設けられているが、その内容は通達によって影響を受けていると考えられることは上述したとおりである。以下では、家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持に関する法的関係について整理する。家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持については、家電

品の製造販売業者による補修用性能部品の保持に関する通達による規制、製造販売業者を構成員として規制する業界団体による規制、そして消費者と直接の契約債務関係が存在する製造販売業者によって定められた規制が認められる。そこで、これらを整理・分析し、それぞれの関係について分析することを通じて、家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持期間に関する法的関係について整理する。

（１） 通達による規制

家電品について需要が高まるとともに、購入後の修理や調整、使用指導等の業務からなるアフターサービスの重要性が高まるものの、アフターサービスを担当する業者、補修用性能部品の保有、修理費等が統一的でなかったことが問題視されていた⁽¹⁵⁾。昭和40年12月18日の産業構造審議会消費経済部会（以下では、「昭和40年部会」と呼ぶ。）では、特に、補修用性能部品の保有については、供給の適正化を図る必要があるという点が言及されている⁽¹⁶⁾。すなわち、製品の生産停止後であっても一定年限内は全国各地で直ちに補修用性能部品が入手できる体制、並びに一定年限経過後は日数及び経費がかかったとしても補修用性能部品を入手できるような保有体制を確立し、相当の長期間にわたって補修用性能部品の欠如を理由とした修理不能が生じないようにすることが必要であることが言及されている。この点について、昭和40年11月29日に消費経済部会第2小委員会から「家庭用機械器具における修補要請の部品の保有について」（以下では、「昭和40年案」と呼ぶ。）として対象となる32製品及び補修用性能部品の最低保有期間について案が提示されている⁽¹⁷⁾。昭和40年案では、最低保有期間以外にも種々の点について提案がなされている。まず、補修用性

(15) 「家庭用機械器具のアフターサービスの適正化について —産業構造審議会消費経済部会—」 日刊通産省公報（昭和41年1月5日）31, 32頁。

(16) 前掲注(15) 日刊通産省公報（昭和41年1月5日）34, 35頁。

(17) 昭和40年案は、前掲注(15) 日刊通産省公報（昭和41年1月5日）36頁を参照した。

能部品の保有者は「メーカーおよびメーカーの出先機関ならびに販売機関等」であることが示されている。ついで、最低保有期間の始期については「メーカーが当該性能部品を使用する製品の製造を打ち切るとき」であることが示されている。また、「最低保有期間終了後においても部品欠除による補修不能を防止するため」、「補修部品の設計図は、整理のうえさらに長期間保存する」として、単に当該期間にのみ補修用性能部品を保有すれば良いのではなく、当該期間経過後であっても対応できる体制を整えることを求めている。さらに、「販売業者は、最低保有期間中は必ず消費者からの修理の要求に応じるものとする。」として、当該期間中において販売業者に義務を課すことを明確に示すのみならず、「最低保有期間経過後、消費者から修理を要求された場合には、販売業者は、消費者に対し補修用部品を取り寄せるために、多少余分の時間と費用がかかることがある旨、または特別注文の部品の製作のために相当余分の時間と費用がかかることがある旨等を十分に説明の上修理に応ずるものとする。」として、当該期間経過後であっても対応することを求めている。この答申および案に基づいて、当時の通商産業省は関係業界に対して当該補修用性能部品の保有期間の遵守を要請した⁽¹⁸⁾。

その後、「省資源、総需要抑制」や「使用ひん度、商品購入価格及び修理費用」という観点から、保有期間の延長及び対象となる品目の追加が行うことを目的に、昭和49年4月16日に通商産業省機械情報産業局長通達49機局第230号である「家電製品に係る補修用性能部品の最低保有期間の改定等」(以下では、「昭和49年通達」と呼ぶ。)が出された⁽¹⁹⁾。特に、保

(18) 前掲注(13) 日刊通産省公報(昭和49年5月22日) 7, 8頁。

(19) 昭和49年通達は、出典によってその表題に相違がある。前掲注(13) 日刊通産省公報(昭和49年5月22日) 8, 9頁では、本文で示した表題であるが、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会編『家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約解説書』(公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会、2015) 112頁では、「家電製品に係る補修用性能部品の最低保有期間の改定について」となっている。本稿では、日刊通産省公報で示された表記を採用した。

有期間については、該当する家電品の製造業者に対して部品の出荷実績の調査が行われ、部品の出荷数が「ほとんどゼロ」になる時期を見出して決定したとされる⁽²⁰⁾。

昭和49年通達は、家電品製造業関係団体に対して出されており、さらに家電品販売業関係団体に対して当該通達を出したことを示す通達がだされた⁽²¹⁾。特に後者では、「販売業者にあつては、最低保有期間中は消費者からの修理の要求があつた場合は、必ずこれに応ずる（自ら修理能力を有しない場合は、適切な修理期間をあっせんする）こととし、又、最低保有期間経過後、消費者から修理を要求された場合にも、必要な時間及び費用について十分説明のうえ、修理の要求に応ずることとするよう措置して下さい。」として、昭和40案の内容を一部修正しているが、当該期間中は「必ずこれに応ずる」として消費者による修理要請に対応する義務を明確に示している点は注目に値する。

（2）業界団体による規制

家電品の補修用性能部品については、公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会（以下では「家電協」と呼ぶ。）によって基準が提示されている。家電協は、昭和40年に家電製品の広告その他の表示に関する基準がないことが問題であることが公正取引委員会に指摘されたことに端を発し、関係製造販売業者による共同研究成果として各種の自主基準を作成するとともに、昭和53年に発足された家庭電気製品表示公正取引協議会

(20) 篠塚昭次他「討論会 耐久消費財の耐用年数と修理サービス」月刊国民生活 4 巻 7 号29頁（川上浪治）。

(21) 家電製品製造業関係団体に出された通達と家電製品販売業関係団体に出された通達は、同じく、昭和49年通達である通商産業省機械情報産業局長通達49機局第230号「家電製品に係る補修用性能部品の最低保有期間の改定等」である。しかし、前者と後者とはその通達の内容に相違がある点に注意が必要であろう（前掲注(13) 日刊通産省公報（昭和49年5月22日）8,9頁）。また、昭和40年案とは異なり、家電品製造業関係団体と家電品販売業関係団体とを明確に分けて、それぞれの関係する規制を明示している。

を経て昭和54年に発足され、現在では製造業者、小売業及び関係団体によって構成されている⁽²²⁾。特に、家電品の補修用性能部品については「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」(以下では、「公正競争規約」と呼ぶ。)5条5号に、その最低保有期間を家電品のカタログに明確に表示しなければならないことが定められている。対象となる家電品(34品目)と保有期間は公正競争規約施行規則別表3に定められている。ここで定められている家電品および保有期間は昭和49年通達および昭和51年6月16日に出された通商産業省生活産業局長通達51生局第286号「石油ストーブに係る補修用性能部品の最低保有期間の改定について」示されたものと一致している⁽²³⁾。

このように、製造販売業者は業界団体によって提示された基準を元に家電品の補修用性能部品の保有期間を定めている。公正競争規約は消費者庁および公正取引委員会が認定したものであることから、この規定に適合している場合には独占禁止法の適用から除外され、同法違反として取り扱われない(景品表示法31条5項)⁽²⁴⁾。これに違反した場合、業界団体から警告を寄せられ、改善がない場合には違反した製造販売業者に違約金を課し若しくは業界団体からの除名処分又は業界団体から消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができることとなっている(公正競争規約14条)。つまり、業界団体内における制裁のみならず、消費者庁による行

(22) 公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会「公益社団法人全国家庭電気製品公正取引協議会の沿革」(<https://www.eftc.or.jp/info/pdf/history.pdf> (2020年10月23日))。

(23) 昭和51年6月16日に出された通商産業省生活産業局長通達51生局第286号「石油ストーブに係る補修用性能部品の最低保有期間の改定について」については、家電協編・前掲注(19)113頁を参照した。

(24) 家電協編・前掲注(19)2,3頁。なお、関係団体による補修用性能部品の保有期間基準を提示することが独占禁止法に違反するのではないかと問題が存在する。この点について、公正取引委員会は、「メーカー間の競争を阻害するおそれがあるとは認められず、直ちに独占禁止法上問題となるものではない」と回答している(公正取引委員会「事業者団体による部品の推奨保有期間の設定」(<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kijuntou/syakaikokyo04.html>) (2020年9月10日))。

政処分等の制裁があることとなり⁽²⁵⁾、製造販売業者として当該規制を遵守することが求められている。

（３）製造販売業者による規制

家電品の補修用性能部品については、各製造販売業者が独自に対象となる家電品及び補修用性能部品の保有期間を定めている。この定めは対象となる家電品のカタログに明記されており、更に各製造販売業者のホームページを通じて公開されていることが多い。しかし、これは製造販売業者が一方向的に提示しているものであり、当該期間内は補修用性能部品を保持する義務を負っていると考えられるものの、消費者との間においてどのような意味を有するのかが明確となっていない。

このように、家電品の補修用性能部品の保有期間について、製造販売業者と消費者間における合意によって何か定めていることはほとんどないが、各製造販売業者の修理約款によって補修用性能部品の保有期間経過後においては修理対応しないことが定められていることで、当該期間内は補修用性能部品を保持する義務を製造販売業者が負っているといえよう⁽²⁶⁾。また、当該期間を超えて消費者は製造販売業者に対して補修用性能部品を用いた修理を求めることができないことから、これをもって製造販売業者と消費者間の債務関係は完全に消滅したと評価できる。

このように、各製造販売業者は対象となる家電品及びその補修用性能部品

(25) 例えば、景品表示法による行政処分（同法7条以下）や制裁（同法16条以下）、不正競争防止法による制裁（同法21条以下）、独占禁止法による行政処分（同法45条以下）や制裁（同法89条以下）などがありえる。また、消費者契約法による無効（同法10条）や差止請求（同法12条以下）の対象となりうる。

(26) 例えば、ソニー株式会社の修理規約（<https://www.sony.jp/support/repair-kiyaku.html>（2020年11月19日））の11条では、「当社では修理依頼品の補修用性能部品（製品の機能を維持するために必要な部品）の保有期間を製品毎に定めています。この補修用性能部品の保有期間を、修理依頼品の本サービスの提供可能（実際に提供可能かどうかはそのときの状況等による）な期間とさせていただきます。」となっており、補修用性能部品の保持期間の満了をもって修理に対応しない旨が定められている。他の製造販売業者も同様の約款となっている。

の保有期間について独自の定めを置き、約款によって消費者との間で当該期間後においては問い合わせに応じないとして、法的関係を創設していると評価することができる。しかし、家電品の補修用性能部品の保有期間について調査すると、各製造販売業者が独自に設定しているにもかかわらず、ほぼ同一の期間が設定されている。例えば、いずれの製造販売業者においても自動炊飯器は製造打切から6年、冷蔵庫は製造打切から9年、電気掃除機は製造打切から6年と補修用性能部品の保有期間が統一化されている⁽²⁷⁾。

(4) 小括

これまで概観したように、家電品の補修用性能部品の保有期間については、各製造販売業者独自の取決めまたは約款によって買主である消費者との法的関係を構築している。しかし、その実態は、関係業界団体による基準に準じて定めているに過ぎず、また関係業界団体による基準もまた関係省庁の通達に依拠したものに過ぎないこととなる。このように理解するならば、実質的に通達が製造販売業者と消費者間の法的関係に影響を及ぼしているといえる。

しかし、通達は、行政内部における上位機関が下級機関に対して命令・示達するための内部規則の1つに過ぎずないものであるとされ、通達は直接に国民に向けられたものではなく、国民の権利義務に何ら影響を及ぼすことがないとされることから行政処分にはあたらないと解されている⁽²⁸⁾。すなわち、通達に基づいた法解釈によって行われた行政処分の適法性が問題となった場合、裁判所は通達に拘束されることなく法令を解約し、当該

(27) なお、全ての家電品の補修用性能部品の保有期間が統一化されているのではない。例えば、ホームシアターについて多くの製造販売業者が製造打切から9年となっているところ、日本電気株式会社では製造打切から5年となっている。また、デスクトップパソコンについては最も短期で製造打切から5年、最も長期で6年半となっている。

(28) 田中二郎『要説行政法 新版』(弘文堂、1992)154頁、藤井俊夫『行政法総論 [第四版]』(成文堂、2005)308頁、塩野・前掲注(6)113,114頁。

行政処分の適法性を判断すれば足ることとなる。しかし、実際には、通達に基づいて行政処分がなされる可能性が高いことから、実際上の通用力が認められ、通達を基礎とした法秩序が形成されることがあるとされるに過ぎない⁽²⁹⁾。

このような通達の法的性質からすれば、通達の内容に適合する内容で製造販売業者と買主である消費者との間で補修用性能部品の保持期間に関する関係構築が認められる場合には、実質的に通達が製造販売業者と買主である消費者間の法的関係に影響を及ぼしているといえるであろうが、以下の2つの場合の取扱いが問題となろう。

第1に、製造販売業者によって補修用性能部品の保有期間の定めがあるが、約款などがなく買主である消費者との関係でどのように取り扱われることとなるのか不明確である場合に問題となる。この場合には、契約解釈によって両者の関係の存否が決められることとなるであろうが、当事者の一方によって提示された期間に拘束されるのか、その法的根拠は一体何であるかが不明確である。

第二に、当該通達や業界団体の規約に違反する定めを製造販売業者が設けていた場合に問題となる。この場合には、既に存在する製造販売業者と消費者間の法的関係をどのように取り扱われることとなるのか不明であるという点である。もちろん、そのような定めは関係業界団体の基準に違反することとなるので、当該製造販売業者は関係業界団体内部で制裁が科されたり、行政処分の対象となる⁽³⁰⁾。換言すれば、製造販売業者に対する関連業界団体による制裁や公法的制裁は想定されているが、問題となる製造販売業者と消費者間の法的関係の修正が行われるのか不明確となっている

(29) 塩野・前掲注(6) 115頁。

(30) 家電協では、家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約5条5号及び公正競争規約施行規則別表3に違反する事実があると判断されるときは、関係者から事情を聴取し必要な調査を行い、違反が内容に改めるよう警告するとともに、警告に従わない場合には、違約金若しくは除名処分又は消費者庁長官に必要な措置を講ずることを求めることができるとしている（公正競争規約14条）。

る。

このように、通達によって私法領域であるところの製造販売業者と消費者間の法律関係に影響を及ぼしているといえるが、私人間において明確な合意(約款を含む)がない場合、通達が私人間関係、特に債務関係に対しどのような影響を及ぼすのかは不明確であるといえよう。

III 今後の研究の必要性

上述のように、家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持期間については、通達の実際上の通用力をもとにして製造販売業者と消費者間の法的関係に実質的に影響を及ぼしていると考えられる場合の一つとして挙げるができる。しかし、通達の内容が必ず法解釈の基準となるというわけではない。この点について、国会における議論の中でも立法化の方向を目指すべきであるとの発言は認められるものの⁽³¹⁾、今日に至るまで、立法化を目指す動きは見られない。

このように、家電品の製造販売業者による補修用性能部品の保持期間等について立法化の動きはないものの問題がないということではない。

まず、補修用性能部品の保持期間について、昭和49年通達を最後に補修用性能部品の保持期間を改めていないという点に問題がある。補修用性能部品の保持期間を改めるべきではないかということは、国会の議論の場においても言及されている⁽³²⁾。昭和49年通達は当時の部品の出荷数から補修用性能部品の保持期間を定めたとされるが⁽³³⁾、今日においても同じ状況にあるかは非常に疑わしい。特に、技術革新や企業努力などによって家電品の耐久性

(31) 第78回国会参議院物価等対策特別委員会(1976年10月22日)「第78回国会参議院物価等対策特別委員会会議事録第2号」13頁(近藤忠孝)。

(32) 第87回国会衆議院商工委員会(1979年5月8日)「第87回国会衆議院商工委員会議事録第13号」29頁(工藤晃、森山信吾)、第168回国会衆議院経済産業委員会「第168回国会衆議院経済産業委員会第4号」(2007年10月31日)29,30頁(川内博史)。

(33) 篠塚他・前掲注(20)月刊国民生活29頁(川上浪治)。

が上昇しているものが少なくないと考えられる⁽³⁴⁾。家電品の耐久性が上昇している場合、長期間の使用に耐えられることから家電品の使用年数も延長し、補修用性能部品の保持期間を延長させるべきとなるか、反対に長期間の使用に耐えられることから故障などが生じる時点では消費者は買替えを求めるであろうために、補修用性能部品の保持期間を短縮させるべきとなるかは、部品の出荷実績の調査や家電品の買替えサイクルの調査など製造販売業者による調査・分析のみならず内閣府の消費動向調査の分析が不可欠であろうが、見直しが必要であることは間違いないと考えられる⁽³⁵⁾。

ついで、昭和49年の通達を最後に対象となる家電品の品目の変更がなされていないという点に問題がある。もともと、昭和49年通達は昭和40年部会における答申および昭和40年案では対象となる家電品の品目に不十分な点が認められたことから内容を改めることも目的としていた。しかし、昭和49年通達以降、家電品の品目の変更が行われておらず現代の取引実体に合致しないであろうと考えられる家電品の品目が未だになお維持され続けている⁽³⁶⁾。家電品は技術革新や生活様式の変化などを通じて生産

(34) 家電品の耐久性について直接調査した資料は見出すことができなかったが、内閣府が実施している消費動向調査では、主要耐久消費財の平均使用年数が調査項目の1つとして掲げられている（内閣府「消費動向調査 令和2年3月調査」(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/file-download?statInfId=000029325154&fileKind=0>) (2020年11月19日))。これによれば、家電品によっては平均使用年数が減少している物もあるが（例えば、電気掃除機は1992年3月の調査では8.2年となっていたが、2020年3月の調査では7.5年となっている）、ほぼ全ての家電品の平均使用年数が増加している（例えば、ルームエアコンは1992年3月の調査では9.8年となっていたが、2020年3月の調査では13.7年となっている）。

(35) 昭和40年案によって家電品の補修用性能部品の保持期間が設定されたことによって、従来の耐久消費財の寿命が結果的に大きく短縮されたという指摘もある（日本産業技術史学会編『日本産業技術史事典』（思文閣出版、2007）51-53頁（山口昌伴））。

(36) 例えば、白黒テレビやテープレコーダーが未だになお補修用性能部品の保持期間の対象品目として掲げられている。これに対し、内閣府が実施している消費動向調査では、白黒テレビについては昭和57年3月を最後に主要耐久消費財から外されており、一定年毎に対象となる品目を改めている（内閣府「主要耐久消費財等の保有数量（平成16（2004）年3月で調査終了した品目）」(<https://www.esri.cao.go.jp/jp/stat/shouhi/0403hoyusuryou.xls>) (2020年11月19日))。

が終了する品目がある一方で、新たに創り出される品目があることから一定年毎に品目を見直す必要があることは間違いないと考えられる。

このように、過去の通達に適合するよう業界団体の規制が定められ、その内容に問題があると考えられるにもかかわらず、今日まで修正されることなく製造販売業者と買主である消費者間の法律関係に影響を及ぼしている。特に補修用性能部品の保持には多くの費用がかかり⁽³⁷⁾、製造販売業者としてもその見直しを求めるであろうことは想像に難くない。それにもかかわらず、製造販売業者はその見直しを今日まで図っていないことにはいくつかの理由があると考えられる。例えば、関係業界団体による規制に抵触するような短期間の保有期間を設定した場合、関係業界団体から制裁を受ける可能性がある。また、関係業界団体による規制が消費者庁および公正取引委員会によって認定されたものである場合には、この基準に合致している限りで、独占禁止法の適用から除外され、同法違反として取り扱われないこととなるため(景品表示法31条5項)、独占禁止法違反とされないために短縮しないということも考えられる。特に後者については、いわゆる公法規範による取り締まりを免れることを目的としつつ、一定程度、私法領域へ影響を及ぼしているといえよう。そうであるならば、本来、私人間の法律関係の規制対象としていないいわゆる公法規範によって、私人間の法律関係が規制されているということを意味するのではないであろうか。

このように、いわゆる公法規範によって私法領域へ影響が及ぼされている、または、その反対の法現象の存在は古くから意識されており、今日では「私法と公法の協働」として論じられている⁽³⁸⁾。これまで私法、特に民法領域では公法と私法の影響関係についてはあまり言及されることはな

(37) 篠塚他・前掲注(20)月刊国民生活 38, 39頁(山田正吾)。

(38) 特に『現代における私法・公法の〈協働〉』法社会学66号(2007)では、「私法と公法の協働」というテーマについて、私法と公法の両側面からの議論が紹介されている。

かったが、独禁法(不法行為責任追及の可否)や景観訴訟の研究を通じて、「私法と公法の協働」というテーマの重要性が提示されている状況にあるが、「私法と公法の協働」というテーマは公法が契約債務関係に及ぼす影響という点においても研究の必要性が認められると考えられる。

IV むすびに

本稿では、本来、通達は国民の権利義務に何ら影響を及ぼさないものであるが、通達に従った関係業界団体の規制、さらにこれらに従う製造販売業者による規制というように、連続性が見出され、実質的に通達が製造販売業者と買主である消費者間の債務関係に影響を及ぼしているといえることを明らかにした。この点は、単に通達の機能と論じることはできず、景品表示法や独占禁止法などのいわゆる公法規範を背景として債務関係という私法領域へ影響が生じていると考えられる。いわゆる公法規範が私法領域へ影響を及ぼしていることは「私法と公法の協働」というテーマの元で論じられるべきであろう。このテーマを論じるには、そもそも「公法」と「私法」という概念の整理、両者の異同や影響が生じている法律関係の特定、影響を及ぼす理由、類型化など論じるべき点は少なくない。

なお、本稿では言及しなかったが、製造販売業者と消費者とを結びつけているのは、企業が作成した約款であることから、いわゆる公法規範が約款に対してどのような影響を及ぼしうるのかという視点や、消費者契約法との関係性などの視点をもって今後研究を継続しなければならない。さらには比較法的視点も必要となろう。

本稿では、家電品の補修用性能部品の保持期間に着目して、通達による債務関係への影響について問題点を見出した。しかし、この研究は道半ばであり、なお研究すべき点は多い。現時点における研究成果及び研究視点を提示することで、公法規範が債務関係に与える影響に関する研究につき意義があるならば幸甚である。

参考資料

家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約5条⁽³⁹⁾

(カタログの必要表示事項)

第5条 事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。

- (1) 事業者の名称及び所在地
- (2) 品名及び形名
- (3) 仕様
- (4) カタログの作成時期
- (5) 補修用性能部品の保有期間
- (6) その他家電品の選択又は購入において参考となる事項
- (7) カタログの内容についての問い合わせ先及び販売店名記載欄

2 前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数品目について総合的に記載したカタログについては、前項のうち第3号及び第5号の表示を省略することができる。省略した場合には詳しい内容を知る方法を表示しなければならない。

昭和49年通達に掲げられた製品名および補修用性能部品の保持期間⁽⁴⁰⁾

製品名	年	製品名	年
電気冷蔵庫	9	テープレコーダー	6
エアコンディショナー	9	電気洗濯機	6
白黒テレビ	8	電気掃除機	6
カラーテレビ	8	ミキサー・ジュース	6
ステレオ	8	電気釜	6
扇風機	8	電気コタツ	6
電気井戸ポンプ	8	電気アンカ	6
冷水機	8	電気毛布	6
冷風扇(水冷式クーラー)	8	電気ストーブ	6
電子レンジ	8	電気カミソリ	6
換気扇	6	電気ポット	5
電子ジャー	6	トースター	5
ズボンプレス	6	ロースター	5
電気パネルヒーター	6	アイロン	5
ウインドファン	6	電気コンロ	5
ラジオ	6	ヘヤーカラー	5

(39) 家電協編・前掲注(19) 22-29頁。

(40) 前掲注(13) 日刊通産省公報(昭和49年5月22日) 9頁。

家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約施行規則別表3に掲げられた製品名および補修用性能部品の保持期間⁽⁴¹⁾

製品名	年	製品名	年
電気冷蔵庫	9	テープレコーダー	6
エアコンディショナー	9	電気洗濯機	6
白黒テレビ	8	電気掃除機	6
カラーテレビ	8	ミキサー・ジューサー	6
ステレオ	8	電気釜	6
扇風機	8	電気コタツ	6
電気井戸ポンプ	8	電気アンカ	6
冷水機	8	電気毛布	6
冷風扇	8	電気ストーブ	6
電子レンジ	8	電気カミソリ	6
換気扇	6	電気ポット	5
電子ジャー	6	トースター	5
ズボンプレスサー	6	ロースター	5
電気パネルヒーター	6	アイロン	5
ウインドファン	6	電気コンロ	5
ラジオ	6	ヘヤーカラー	5
屋外排気式石油ストーブ	7	開放式石油ストーブ	6

<平成31年度科学研究費若手研究「契約当事者間における債務関係の存続期間—公法との関係性に着目して—」課題番号 [19K13567] による研究>

(本学法学部准教授)

(41) 家電協編・前掲注(19) 66頁。

